



発行責任者 / 小林 政氏
発行日 / 2008年 3月1日



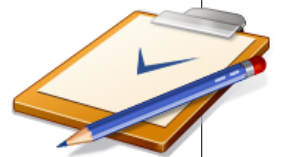
所報タイトル「感謝」は所内で掲げる

平成 20 年度の目標です。

この所報のバックナンバーは弊所ホームページにて掲載しております。

2008年 税制改正のポイント

今回は、今年1月に閣議決定された2008年税制改正について顧問先の皆様はそのポイントを情報発信したいと思います。詳細や疑問点等ありましたら当事務所担当者までお気軽にお尋ねください。



①取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

これは事業経営者に相続が発生し、後継者である相続人が当該会社の株式を相続した場合に、一定の要件を満たせば、その株式に係る相続税額の納税猶予を認める制度です。

※詳しくは3頁目の事業承継コーナーでお伝えします。

②省エネ改修促進税制の創設

これは居住用の家屋について、一定の省エネ改修工事を含む増改築を行い2008年4月1日～12月31日までの間に居住の用に供した場合、一定の要件の下で、省エネ改修工事に係る住宅借入金等の年末残高のうち1千万円以下の部分の一定割合を所得税から控除できる制度です。

※現行の住宅ローン控除とは選択適用になります。

- 一定の省エネ改修工事とは・・・居室のすべての窓の改修工事やそれと合わせて行う床の断熱工事、天井もしくは壁の断熱工事で、工事費用の合計額が30万円を超えるものです。

③ 上場株式等に係る譲渡所得等・配当等の軽減税率の廃止

- イ) 上場株式等に係る譲渡所得等の税率が 2008 年 12 月 31 日まで 10% (所得税 7%・住民税 3%) の軽減税率ですが、2009 年 1 月 1 日以後、譲渡所得金額が 500 万円を超える部分については 20% (所得税 15%・住民税 5%) となり、さらに 2011 年 1 月 1 日以後からはすべて 20% (所得税 15%・住民税 5%) となります。

- ロ) 上場株式等に係る配当等の税率が 2009 年 3 月 31 日まで 10% (所得税 7%・住民税 3%) の軽減税率ですが、2009 年 4 月 1 日以後、大口株主については 20% (所得税 15%・住民税 5%) となり、さらに 2011 年 1 月 1 日以後からはすべて 20% (所得税 15%・住民税 5%) となります。

④ 法人関連の改正項目

i) 研究開発促進税制の拡充

従来は研究開発費を増加させた企業や研究開発比率の高い企業について、一定額を法人税額から控除するものでしたが、今回の改正により平均売上高の 10% を超える研究開発費に基づく税額控除が新たに創設されます。

ii) 中小企業投資促進税制の延長

機械・装置 1 台当たり 160 万円以上、器具・備品 1 台あたり 120 万円以上、ソフトウェア 70 万円以上の購入による (別途リースによる規定もあり) 設備投資について、取得価額の 30% の特別償却または 7% の税額控除を選択適用できる制度が 2010 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されます。

iii) 交際費等の損金不算入制度の延長

交際費については原則損金 (経費) とはなりません、中小企業については 400 万円までは 90% 相当額の損金算入が認められています。今回の改正により、この適用期限が 2010 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されます。

iv) 少額減価償却資産の損金算入の特例の延長

青色申告をする中小企業等については、取得価額 30 万円未満の減価償却資産について、その取得した事業年度に一度に減価償却することが認められています (本則は 10 万円) 今回の改正により、この適用期限が 2010 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されます。

さてご紹介した 2008 年税制改正の中でも事業承継に関わる税制改正が一番の目玉となっています。そこで当事務所の事業承継プロジェクトより、「取引相場のない株式などに係る相続税の納税猶予制度」について、もう少し詳しくお伝えします。

<取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度>

事業承継相続人（※1）が非上場会社を運営していた被相続人（※2）から相続等により、その会社の株式等を取得しその会社を運営していく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続の結果、その会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する。

- ※1 事業承継相続人＝同族関係者と合わせその会社の発行済株式等について、過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主である後継者
- ※2 会社を運営していた被相続人＝同族関係者を合わせ、その会社の発行済株式等について過半数を保有し、かつ、その同族関係者（事業承継相続人を除く）の中で筆頭株主であった者

この制度は納税の猶予に過ぎませんので、相続税の法定申告期限から5年間の間にその会社の代表者でなくなる場合、対象株式を譲渡した場合等、一定の事由が生じたときには納税猶予の打ち切りになります。

現行制度

- ・ 自社株に係る
10%減額措置

<対象会社要件>

- ・ 発行済株式総額 20
億円未満の会社

<軽減措置の上限>

- ・ 相続した株式のうち発行済
株式総数の 2/3、又は、評価
額 10 億円までの部分のい
ずれか低い額

改正後

- ・ 自社株に係る 80%
の納税猶予

<対象会社の要件>

- ・ 対象会社は中小企業
基本法上の中小企業

<軽減措置の上限>

- ・ 株式総額要件、株式の限度
額は撤廃 但し発行済議
決権株式総数の 2/3 以下
の限度あり

軽減割合を
80%に
大幅拡充

～何か疑問点などございましたら、お気軽にお問い合わせください～

小林合同会計事務所

事業承継プロジェクト

担当 増田 彰

TEL 048-253-5668

克服すべき十六の弱点

- ① 自分が何を望んでいるのかがわからず、説明もできないこと。
- ② なんでも明日に延ばしてしまうこと。(ふつう、もっともらしい「言い訳」がある。)
- ③ 勉強意欲がないこと。
- ④ 優柔不断で、正面からものごとに対決しようとせず、すべてにわたって「責任を転嫁すること」(これにも必ず「言い訳」がある。)
- ⑤ 問題を解決するための明確な計画を立てようとしないで、口実を見つけて「言い逃れ」をすること。
- ⑥ 自己満足。これほど不幸なものはない。これだけは救う方法もなければ可能性もない。
- ⑦ 無関心。問題が生じたときに、直面して戦おうとせず、すぐ安易に妥協しようとする態度の根本的原因是、この無関心である。

(続く)



「ストレス発散」
しょうじん

茂垣 愛

皆さんはどのようにしてストレスを解消していますか？
私の場合は買い物をする事です。洋服や食べ物などを並べて、洋服であれば明日からのコーディネートを考え、食材であれば母に夕食の材料として使ってもらいます。
洋服は何着あってもいいし、食材は使ってもらえる事で嬉しく思うので私にとってはストレス解消になります。
しかし、これでは出費がかさむので他にいい解消法があればぜひ教えて頂きたいです。

